

一括受ガスに関する検討

2019年1月29日

資源エネルギー庁

第4回ガスWGでの議論概要（一括受ガス関連）①：各事業モデルとホワイトラベル関連

- 第4回ガスWGでは委員・事業者から、各事業モデルとホワイトラベル関連で、下記のような御意見を頂いた。

第4回ガスWGの議論：各事業モデルの検討等

- 事業者が提案した「一括・各戸供給混合モデル」は、今回の整理資料では、ホワイトラベルに該当するという理由で認められないという結論になったと受け止めている。資料中では、単にホワイトラベルだからダメ、という表層的な議論に留まらず、一括受ガスによる競争促進や利用者メニューの多様化といったメリットと、需要家保護が法的に担保されないデメリットを十分に比較考量した上で、結論が示されていると理解したい。【事業者】
- 一括契約・一括事業者保安・低圧モデル（第3回WG資料の事業モデル③）について、第3回ガスWGにおいて、保安の問題を除けば支持するとの意見があったことは意義があるのではないか。
- 中圧引き込みは数が少なく、限界事例であるということから、仮に中圧引き込みの一括受ガスを解禁してたとしても、ダイナミックな競争が期待できないと理解した。
- 一括受ガスのメリットは、事業者サイドから見て合理性に富んでおり、料金が低減する可能性はある。他方、消費者サイドから見れば選択肢が失われる。自由化市場においては、消費者の選択肢と保安の担保が非常に重要である。事業者が本WGで指摘したようなことは、通常の小売供給モデルに含まれているのではないか。
- 一括受電の場合は、小売全面自由化の前にできるだけ消費者の選択肢を増やす観点で導入された。ガスの場合は小売全面自由化して、消費者の選択肢は既にできあがっていることから、一括受ガスにそれほど大きな意味はないのではないか。
- 今回の議論の結果、これまでの制度が変わって一括受電の電気をガスに置き換えて解禁された、といった誤解が生じないようにすべき。

：ホワイトラベル関連

- ホワイトラベルは、電気の世界で小売全面自由化前に行われていた事業形態であって、電気・ガスいずれの世界でも禁止されている。需要家保護の観点から、契約を事業者に勝手に変更される、ガスの使用者が契約を変更できない、高額な違約金を請求されるといった、ガスを使用していない者が契約名義人であることによる需要家に対する不利益は非常に大きく、この原則は変えるべきではない。
- 一括契約・導管事業者保安・低圧モデル（第3回WG資料の事業モデル②）はホワイトラベルに該当すると言わざるを得ず、今回の事務局の提案に賛成する。

第4回ガスWGでの議論概要（一括受ガス関連）②：需要家代理モデル

- 第4回ガスWGでは委員・事業者から、需要家代理モデルについて、下記のような御意見を頂いた。

第4回ガスWGの議論：需要家代理モデル

- 需要家代理は現状でも可能な措置であり、また一括受ガスと呼べるものではない。
- 需要家代理は一括受ガスではないが、事業者のビジネスニーズには相当程度対応するという整理は合理的である。
- 需要家代理では、需要家自身が小売供給契約の名義人なため、自ら契約変更できる。他方で一括の場合、ホワイトラベルの場合は、需要家自身が小売供給契約の名義人でないため、変えようと思っても変えられない。
- 仮に需要家代理モデルにおいて、代理契約のところで、代理人を通じてしか契約切替できないような規定を設けたとすれば、消費者契約法上、不当条項に当たる可能性が高い。
- マンション一括受ガスのようなモデルを前提として需要家代理モデルを活用しようとする場合、実態としては、代理事業者がガス小売事業者から一定のフィーを受け取るなど、ガス小売事業者と代理事業者が何らかの関係があることが多いのではないかと考える。そのような場合、代理事業者が需要家側の代理である一方、ガス小売事業者の媒介にもなっているということであれば、代理事業者はガス事業法上の説明義務を負う。加えて小売事業者には、代理事業者でもある媒介事業者の監督責任がある。代理事業者が、利益相反関係にあるガス小売事業者と需要家の両当事者のために活動することになる場合の規律のあり方は、きちんと整理するべき。
- 需要家代理事業者が、需要家の利益のために活動する保障が必要ではないか。
- 需要家代理の活用に当たっては、最終需要家が小売供給契約の契約当事者となることについて、誤解がないようにすべき。「一括受ガス」や「一括受電マンションでガスをまとめて契約」といったキャッチフレーズは大きな誤解を招くと考える。
- 需要家代理モデルで需要をまとめても、ガス小売事業者は個々の需要家と契約することになる。ガス小売事業者が、公表している通常の標準メニューと異なる料金を提案するのは、他の顧客からのクレームを懸念して難しい面がある。【事業者】

第4回ガスWGでの議論概要（一括受ガス関連）③：内管保安責任

- 第4回ガスWGでは委員・産業保安グループから、内管保安責任について、下記のような御意見を頂いた。

第4回ガスWGの議論：内管保安責任

- 内管保安責任を一般ガス導管事業者が担うと整理した際に比べ、新規参入者の方で著しく保安能力が向上し、内管保安責任を移転しても問題がないというエビデンスが出てきているわけではない、との現状認識については同意し、現時点では内管保安責任の整理を堅持するという判断が不合理だとは考えない。一般ガス導管事業者に内管保安責任を寄せるのが安心だという側面は認識する一方で、ガスのプロから「保安なんで誰でもできる」というような発言が出てきたことがあるというのを見て、内管保安責任を新規参入者が担うのは絶対不可能だとは考えていない。
- 内管保安責任に関する「保安レベルの向上の度合いを見ながら、その状況に応じて見直すべきは見直していくべき」とのガス安全室長の指摘はそのとおりだと考える。他方、事故の件数が大幅に減ってくれば保安責任の見直しの可能性があるという議論には疑問がある。現状で事故の件数が多いということは、現状の制度に問題ありと議論することもあり得る。
- 過去のガス安全小委員会の議論の中では、平常時・緊急時の保安業務を実施できる主体は、LPガスの事業に携わっている者やガス事業者、その関連会社等と、非常に限られると認識している。小売全面自由化を契機として、様々な主体がガスの保安スキルを習得した場合には、そうした状況を踏まえながら制度を引き続き必要に応じて見直したい。しかし、時点では今の制度設計が最も妥当だと認識している。なお、ガス安全高度化計画において事故件数は重要な指標と捉えており、事故件数の減少に向けて経年管の交換や需要家への周知・啓発活動など、総合的に様々な取組を実施している。【産業保安グループ】

第4回ガスWGでの議論概要（一括受ガス関連）④：事業者・オブザーバーの見解 1/2

- 第4回ガスWGでは事業者・オブザーバーから、一括受ガス関連のこれまでの議論について、次のような御意見を頂いた。

第4回ガスWGの議論：事業者の意見要約（一部意見再掲）

- 今回、一括受ガスについては、ガスシステム改革の目的でもある「利用者メニューの多様化と事業機会拡大」の観点から、新しい制度を設けるかどうかという視点で検討が行われたものと認識している。

事業者が提案した「一括・各戸供給混合モデル」は、今回の整理資料では、ホワイトラベルに該当するという理由で認められないという結論になったと受け止めている。資料中では、単にホワイトラベルだからダメ、という表層的な議論に留まらず、一括受ガスによる競争促進や利用者メニューの多様化といったメリットと、需要家保護が法的に担保されないデメリットを十分に比較考量した上で、結論が示されていると理解したい。

次に、今回事務局からは、「ガスの小売営業に関する指針」にも紹介されている需要家代理モデルが事業者のニーズを反映し、また需要家保護の観点からも代用し得るモデルであって、活用の可能性が考えられるのではないかと示唆されている。需要を束ね、ガスを共同で購入するという点は、需要家代理モデルの活用により一定程度実現可能と考える。

他方、需要家代理モデルにおける代理事業者はあくまで需要家の代理人であって、需要家代理モデルにおいてはガス小売事業者と最終消費者の間で小売供給契約が締結されるため、需要家へのガスの受け渡しにおいて、代理事業者が主体的に介入することが難しく、事業者から提案した一括・各戸供給混合モデルにおける一括事業者ほど、事業者が創意工夫できる余地は大きくはないのではないかと考えている。具体的には、需要家代理モデルでは、代理事業者はガスの提供主体でもなく、また契約主体でもないため、他のサービスや商品とガスをセットで取り扱う際に、代理事業者の創意工夫を料金メニュー等に100%反映できるわけではなく、その結果、需要をまとめる求心力が弱くなるのではないかと考えられる。

こうした観点も踏まえ、需要家代理モデルが事業者にとっても、より使いやすいものとなるように今後検討を深めていただければ、競争促進や利用者メニューの多様化というガスシステム改革の目的をより達成しやすくなるのではないかと考える。

なお、一括・各戸供給混合モデルでは需要家保護の法的担保が困難であるという点については、ガスの小売営業に関する指針等で一括事業者に対して説明義務等を定めることで担保できる可能性に言及したものの、今回の整理は、法的担保があり、需要家保護を確実にするという意味では、より望ましいものであると理解をしている。

最後に、需要家代理モデルの検討を深めるとともに、既存の一括受ガス状態の案件の是正の取組についても、導管事業者に協力を求めるなどして、加速することが望ましいと考える。【事業者】

第4回ガスWGでの議論概要（一括受ガス関連）④：事業者・オブザーバーの見解 2/2

第4回ガスWGの議論：事業者の意見要約

- 一括受ガスの制度化に関しては、ガスシステム改革の目的の一つである利用者メニューの多様化と事業機会の拡大という観点から要望してきた。これまでの議論で、需要をまとめることによる託送料金の低減は許容されないと整理され、需要をまとめる効果による料金低減をメリットに、メニューの多様化を図るとの提案で議論が進んだと認識している。

しかし、一括受ガスがガス事業法の事業類型に該当せず、消費者保護が図られないなど、幾つかの課題がクリアされず難しいとの結論になったと認識している。

内閣府の規制改革推進会議の答申においては、一括受ガスは保安上の課題や託送料金負担は新たなルールを策定すればよく、一括受ガスが認められることでサービスの多様化が進み、託送料金以外の部分でコスト削減の努力が行われるなど、小売間競争の促進が期待されると記載されていた。

一方、ガスWGでは、電気事業とガス事業の構造上の違いから、一括受ガスの解禁は難しいと判断されたと認識している。事務局からの提案を踏まえ、需要家代理モデルを活用した事業に魅力があるかどうか、事業者として検討したい。【オブザーバー】

一括受ガスに関するこれまでの議論まとめ：①議論の目的

○背景

- ガス小売全面自由化前の2016年時点では、保安等の観点から一括受ガスは許容されなかったが、将来的な許容の可否については、小売全面自由化後の需要家ニーズも踏まえての継続検討課題とされた。
- ガス小売全面自由化後の2017年には、新規ガス小売事業者から、一括受ガスの実現に向けた検討を進めるよう意見が寄せられた。
- 2018年の第3次規制改革実施計画には、「一括受ガスの容認その他消費者の利益を最大限実現するための措置」について、2018年度中の検討・結論、必要に応じた速やかな措置が盛り込まれた。

①議論の目的

- 規制改革実施計画の記載を踏まえた、一括受ガスの容認その他消費者の利益を最大限実現するための措置の検討

規制改革実施計画（2018年6月15日 閣議決定）

●事項名

No.32 ガス小売市場における競争促進（一括受ガスによる小売間競争の促進）

●規制改革の内容

一括受ガスの容認その他消費者の利益を最大限実現するための措置について検討し、結論を得て、必要に応じて措置を講ずる。その際、消費者の利益や託送料金負担の公平性に十分配慮しつつ、一括受電の事業実態を確認しながら、消費者代表や専門家、新規参入が見込まれる事業者など幅広い関係者から意見を聴取する。

●実施時期

平成30年度検討・結論、結論を得次第必要に応じて速やかに措置

一括受ガスに関するこれまでの議論まとめ：②議論の経過 1/4

②議論の経過

- これまでのガスWGにおける一括受ガスに関する主要議題は下記のとおり。

WG開催実績	主な議題
2018年10月29日 第2回ガスWG	・一括受ガスへの事業者ニーズ確認（事業者プレゼン、オブザーバー意見より） ・評価項目等の論点出し
11月29日 第3回ガスWG	・評価項目に影響を与える事業要素の洗い出し ・事業要素を変化させた複数の事業モデル評価
12月21日 第4回ガスWG	・事業者提案モデルの特定と評価 ・代替策としての需要家代理モデルの可能性検討 ・内管保安責任の主体を一般ガス導管事業者とした趣旨の確認

一括受ガスに関するこれまでの議論まとめ：②議論の経過 2/4

- 第2-4回のガスWGにおいて、各論点について、下記のような議論が展開された。

論点	議論概要
事業者ニーズ	● 事業者より「一括受ガスの制度化 or 既存の一括受ガス状態の期限を区切った解消」と提案あり。 ● オブザーバーより、ガスシステム改革の目的である「利用メニューの多様化」と「事業機会の拡大」の観点から、一括受ガスの制度化の提案あり。また、一括受電事業者の一括受ガス解禁ニーズがあるとの紹介あり。 ● 一括受電のような中高圧導管によるガスの引き込みについては、集合住宅への中圧引き込みの事例が極めて限定的であることを踏まえ、事業者からはニーズがほばない旨の指摘あり。
需要家ニーズ	● WG委員より、一括受ガスによる選択肢制約で、中長期的に消費者へ不利益が及ぶ可能性への懸念あり。 ● WG委員より、一括受電は小売全面自由化前に消費者の選択肢を増やす観点で導入されたが、ガスの場合は小売全面自由化済で消費者の選択肢ができあがっていることから、一括受ガスにそれほど大きな意味はないのではないか、との指摘あり。
価格競争促進効果 託送料金について	● WG委員より、一括受ガス事業者が負担すべきコストを一般ガス導管事業者に押しつけるクリーム・スキミングに対し否定的な意見が提示された。 ● 事業者より、供給設備の構成が変わらなければ設備原価を、保安水準を満たすためには保安関連の原価を、託送料金から除外できないとの指摘あり。 ● 事業者より、一括受ガス事業者の検針業務実施による託送料金低減の可能性が指摘されたが、実質的には一般ガス導管事業者と一括受ガス事業者間のコスト移転に留まる、検針方法が異なるため電気とガスのセット販売でも検針コストは低減されないとの指摘あり。
需要束ねについて	● WG委員及び事業者より、需要を束ねるといった事業者ニーズには、需要家代理モデルで一定程度対応可能との指摘あり。 ● 事業者より、需要家代理モデルの代理事業者はガスの提供主体でも契約主体でもないため、一括受ガス事業者ほどには創意工夫の余地を持たず、需要をまとめる求心力が弱くなるのでは、との指摘あり。
託送料金の公平性	● 事業者及びWG委員から、一括受ガスの物件からそれ以外の物件の需要家へ託送料金負担のしわ寄せが行く、需要家間の託送料金の公平性確保が必要といった指摘あり。 ● 事業者からは、既存の一括受ガス状態の要正案件の解消を、期限を区切って実施すべしとの指摘あり。

一括受ガスに関するこれまでの議論まとめ：②議論の経過 3/4

論点	議論概要
スイッチング選択枝 契約単位	● 事業者及びオブザーバーからは当初、利用者メニューの多様化と事業機会の拡大の観点から、一括受ガスが有効であるとの指摘あり。 ● WG委員より、下記の指摘あり。 ➢ 一括受ガスによる需要家選択枝の制約効果が、自由化の基本たる「競争促進による需要家選択枝の拡大・確保」に反しているのでは。 ➢ 一括受ガス導入後のスイッチングの容易化についても十分検討・手当が必要。 ➢ 需要家自身が小売供給契約の名義人でない場合、スイッチングしようとしてもできない。 ➢ 一括受ガスがLP業界における無償配管問題を都市ガス業界でも誘発する可能性あり。 ● スwitching選択枝の観点を踏まえ、事業者からは「一括・各戸供給混合モデル」が提案されたが、当該事業モデルは、ガスの最終使用者が自らの意思でスイッチングできないホワイトラベルに該当するとの議論あり。
引き込み圧力 受ガス実態	● WG委員及び事業者より、低圧引き込みでよい集合住宅へ、受ガス実態を担保するために整圧器を設置するのは社会経済的な無駄との指摘あり。 ● WG委員より、一括事業者が中圧引き込みの費用を負担したとして、価格低減効果が生じる可能性について疑問が呈された。 ● WG委員より、電気とガスのサプライチェーンの構造は全く異なることから、電気とガスで外形的に全く同じ一括供給形態を無理矢理導入するという方向での議論は不適當との指摘あり。
契約期間 スイッチングの違約金 スイッチング選択枝	● WG委員より、一括受ガスで高圧一括受電の受電設備のような大きな設備がない場合等には長期契約は合理化されないとの指摘あり。 ● WG委員より、長期契約が消費者にとって非常に不公平な契約条件になることがあり、公正な競争を起こす観点から問題があるとの指摘あり。 ● WG委員より、契約期間は民間の相対契約で決まるものとの指摘がある一方で、高額な違約金によりスイッチング制約が生じる問題の指摘あり。

一括受ガスに関するこれまでの議論まとめ：②議論の経過 4/4

論点	議論概要
需要家保護	● 事業者より当初、需要家保護に資する一括受ガス事業者の取組をガイドラインに追記することで、需要家保護は可能ではないかとの指摘あり。 ● 他方、WG委員より、一括契約モデルでは需要家保護の法的担保が懸念されるとの指摘あり。 ● WG委員より、電気の世界で禁止されているホワイトラベルに関連して、需要家保護といった観点から、ガスを使用していない者が契約名義人であることによる需要家に対する不利益は、電気・ガスいずれの世界でも非常に大きい、ガスの使用者が契約名義人となる原則は変えるべきでないとの指摘あり。 ● 事業者より最終的には、需要家代理モデルの方が、法的担保で需要家保護を確実にするという意味ではより望ましいものであるとの理解あり。
内管保安責任	● オブザーバーより、内管保安責任の整理を見直すことで保安水準を担保できるか前向きに検討してほしい、との提案あり。 ● 事業者からは、内管保安は従前どおり一般ガス導管事業者が担う整理が必要であるとの指摘あり。 ● WG委員からは、保安体制の整備には一定の需要密度が必要だが、内管保安責任を一般ガス導管事業者から一括事業者へ移して問題ないかとの懸念あり。 ● 保安担当部署より、一般ガス導管事業者が内管保安責任を担う整理の趣旨の説明あり。当該説明を踏まえ、WG委員より、内管保安責任を一般ガス導管事業者が担うと整理した際に比べて、新規参入者の保安能力向上といった、内管保安責任の移転を可能にする状況変化が生じているわけではないことから、現時点で内管保安責任の整理を堅持するという判断が不合理だとは考えない旨の発言あり。他方で同委員からは、保安レベルの向上度合いに応じて見直すべきは見直すとの保安担当部署の考え方にも賛意が示された。
(参考) 一括受電	● 電力・ガス基本政策小委員会にて、一括受電における需要家保護の在り方が検討課題とされており、何らかの規律を設ける必要性について委員から指摘あり。 ● オブザーバーより、多くの顧客が一括受電を選択しているとの指摘あり。 ● WG委員より、一括受電の10-15年の長期契約に問題がないか、別の審議会で議論すべきとの指摘あり。 ● 集合住宅においてインフラを一括契約する制度について何らかルールを設ける必要性がないかとの指摘あり。

まとめ

11

- 現状、テナントビル等で既に一括受ガス状態にあるものが存在しており、保安上の支障が発生しておらず、需要家にとってもメリットがあるとはいえ、同じ建物形態・ガス使用形態の全ての需要家に開かれたしくみとなっていません。
- 同じ建物形態・ガス使用形態の全ての需要家が、託送料金上公平に扱われるよう、
 - A. 一括受ガスを制度化する
 - B. 既存の一括受ガス状態を期限を区切って解消するのどちらかの整理をお願いしたいと考えております。

以 上

本WGにおける一括受ガスの論点例

- 一括受ガス解禁を求める声が存在する状況を踏まえ、本WGにおいて一括受ガスについて御議論いただきたい。
- 議論の際には、例えば下記のような論点について議論を深めてはどうか。

①価格競争促進効果

一括受ガスに期待する価格競争促進効果は、どの程度働くと見込まれるか。

②スイッチング選択肢

全面自由化後のガス小売市場において、一括受ガスに伴い、本来最終使用者が保持すべきスイッチングの選択肢が制約されることについてどのように考えるべきか。

③需要家保護

一括受ガスでは、ガスの最終使用者が小売供給契約の主体でなくなるため、ガス事業法に定める需要家保護が最終使用者に及ぼせなくなることをどのように考えるべきか。

④保安水準と受ガス実態

現行の一般ガス導管事業者が負うこととされている保安責任を前提に、一括受ガスにおける保安水準が維持できるか、管理者等を需要家とみなせるのか（いわゆる受ガス実態の有無）といった論点について、どのように考えるべきか。

一括受ガス事業を特徴づける4要素

- 前回WGで頂いた委員・オブザーバーの御意見と事業者プレゼンを踏まえると、前回の事務局資料で提示した事業の評価項目に関連して、事業を特徴づける4要素が下記のとおり抽出されるのではないかと。

事業の4要素	論点になる事業の評価項目
契約単位	価格競争促進効果 スイッチング選択肢 需要家保護 受ガス実態
保安責任	価格競争促進効果 スイッチング選択肢 受ガス実態 保安水準
契約期間	価格競争促進効果 スイッチング選択肢
引き込み圧力	価格競争促進効果 スイッチング選択肢 受ガス実態

今回の検討事項

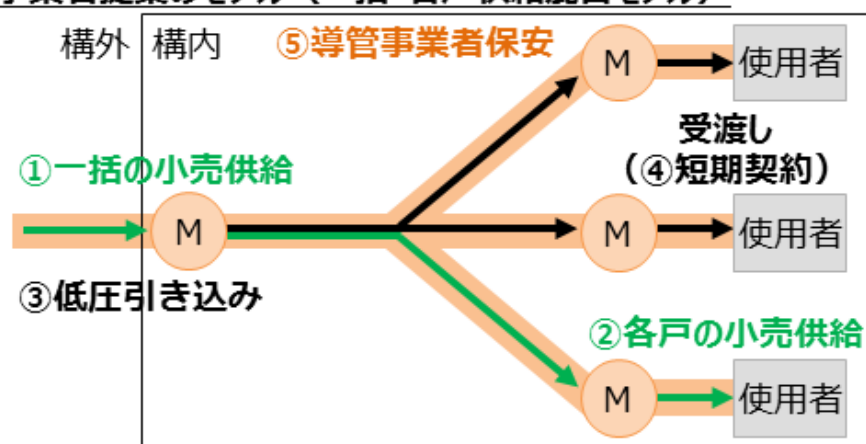
- 今回は、通常の小売供給モデル①及び一括受ガスの事業モデル例②～⑤の比較検討を通じて、契約単位や保安責任等それぞれの事業要素が評価項目に与える影響などを議論いただきたい。

事業モデル例	事業要素				関連する 評価項目・論点
	契約単位	保安責任	契約期間	引き込み 圧力	
①小売供給 各戸契約・導管事業者保安・短期契約・低圧モデル	各戸	導管 事業者	短期	低圧	—
②一括契約・導管事業者保安・短期契約・低圧モデル	一括	導管 事業者	短期	低圧	需要家保護 スイッチング選択肢 価格競争促進効果 受ガス実態
③一括契約・一括事業者保安・短期契約・低圧モデル	一括	一括 事業者	短期	低圧	需要家保護 スイッチング選択肢 価格競争促進効果 受ガス実態 保安水準
④一括契約・一括事業者保安・長期契約・低圧モデル	一括	一括 事業者	長期	低圧	需要家保護 スイッチング選択肢 価格競争促進効果 受ガス実態 保安水準 長期契約の合理性
⑤一括契約・一括事業者保安・長期契約・中高圧モデル	一括	一括 事業者	長期	中高圧	需要家保護 スイッチング選択肢 価格競争促進効果 受ガス実態 保安水準 長期契約の合理性

一括・各戸供給混合モデルとホワイトラベルの比較

- ガスの一括・各戸供給混合モデルでは、一括事業者が小売供給契約の名義人になる。この際、一括事業者自身はガスの最終的な使用者でなく、また、ガス工作物の維持・管理は導管事業者が担うことから、一括事業者に受ガス実態があるとみなせない。
- すなわち、ガスの一括・各戸供給混合モデルにおける一括事業者は、電気事業法上も許容されないと整理された、ホワイトラベルの形態に該当する。
- 本モデルでは、一括受ガスを利用するガスの最終使用者について、事業法上の需要家保護が担保されず、自らの意思でスイッチングできない等の不適切な事態が想定されるのではないか。
- 事業者が提案するような、一括事業者を小売供給契約の名義人とすることと、最終使用者が一括受ガスから各戸小売供給への離脱を許容することの両立は、モデルの性質上、不可能ではないか。

事業者提案のモデル（一括・各戸供給混合モデル）

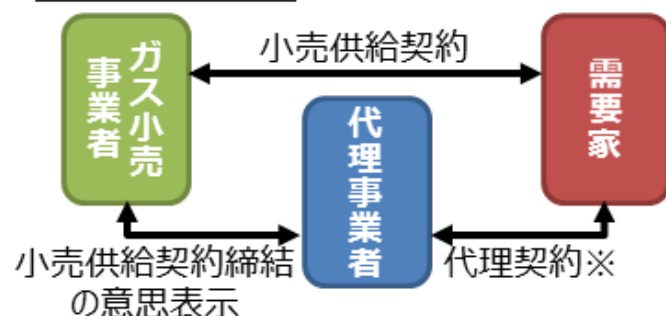


- ① 一括事業者が需要を集約してガス小売事業者と契約する。
 - ガス小売事業者が販売経費等の経費を圧縮し、安価な料金メニューを適用できる可能性がある。
- ② 集合住宅内での一括受ガスと各戸小売供給の混在、一括受ガスから各戸小売供給への離脱を許容する。
- ③ 集合住宅へのガスの引き込みは低圧、整圧器の設置は不要とする。
- ④ 契約期間は短期とする。
- ⑤ 内管の保安責任は導管事業者とする。
- ⑥ 託送料金は各戸契約と同等の額とする。

需要家代理モデルの活用可能性

- 事業者ニーズである「ガス小売事業者による販売経費等の圧縮・安価な料金メニューの適用」「需要家の利用メニューの多様化」と、担保すべき「事業法上の需要家保護」「スイッチング選択肢」を実現する事業モデルとしては、**「需要家代理モデル」が考えられるのではないか。**
- 需要家代理モデルとは、**代理事業者が「需要家に代わって、ガス小売事業者との料金交渉や料金請求等をまとめて行うことや、代理サービスを他のサービスとセットで提供すること等により、需要家にメリットをもたらす」**モデルであり、「ガスの小売営業に関する指針」中で紹介されている。
- 代理事業者はあくまで「需要家の代理」であり、**小売供給契約の名義人は需要家である最終使用者自身**である。よって、需要家代理モデルにおいては、ガス事業法上の需要家保護が最終使用者に及び、また、最終使用者は自ら小売供給契約を見直しうる。

需要家代理モデル



代理事業者はあくまで「需要家の代理」であり、小売供給契約の主体はガス小売事業者と需要家。

※こうした代理サービスを通信など他のサービスとのセットで提供することも許容される。

ガスの小売営業に関する指針（2017年1月制定） p.8-9より抜粋

- 1 需要家への適切な情報提供の観点から問題となる行為及び望ましい行為
 - (2) 契約に先立って行う説明や契約締結前・締結後書面の交付
- イ 望ましい行為等
- ii) 需要家代理モデルにおける説明等

需要家に代わって、ガス小売事業者との料金交渉や料金請求等をまとめて行うことや、代理サービスを他のサービスとセットで提供すること等により、需要家にメリットをもたらす需要家代理モデルが新たに想定される。需要家代理モデルにおける代理事業者はあくまで需要家の代理であって、**小売供給契約の主体はガス小売事業者と当該需要家**であることから、**このような営業・契約形態は、ガス事業法上の規制の対象外**である。

需要家代理モデルの場合、需要家との小売供給契約の内容や解除手続及び苦情・問合せへの対応の適正性については、ガス小売事業者がガス事業法上の責任を負っているが、(略)、需要家代理モデルにおける代理事業者は、本指針に定められたガス小売事業者に求められるものと同等の説明・書面交付を需要家に対して適切に行うことが望ましい。

(略)

一括受ガスに関するこれまでの議論まとめ：③これまでの整理と今後の検討事項 1/2

③これまでの整理と今後の検討事項

- 規制改革実施計画では、「一括受ガスの容認その他消費者の利益を最大限実現するための措置について」検討し、結論を得ることとされている。
- 事業者とオブザーバーより、ガスシステム改革の目的である「利用メニューの多様化」と「事業機会の拡大」の観点から、「一括受ガスの制度化」又は「既存の一括受ガス状態の期限を区切った解消」の提案があった。また事業者からは、「一括・各戸供給混合モデル」のような具体的な事業モデルの提案があった。
- 事業者等の提案を踏まえ、**本WGでは、事業者提案を含む複数の一括受ガスの事業モデルについて精査いただいた。**議論の概要は下記のとおり。
 - 一括受ガス事業者が負担すべきコストを一般ガス導管事業者に寄せるクリームスキミングは不適當である。
 - 一括受ガスの物件とそれ以外における、需要家間の託送料金負担の公平性確保も重要な課題である。
 - 「一括契約・導管事業者保安・低圧引き込みモデル」又は「一括・各戸供給混合モデル」については、電気のホワイトラベルと同様に、事業法上の需要家保護が担保されず、需要家が自らの意思でスイッチングできない問題点がある。需要家保護とスイッチング選択肢の問題は、以下のモデルにも共通である。
 - 「一括契約・一括事業者保安・低圧引き込みモデル」については、保安レベルの現状を勘案すれば、内管保安責任を導管網全体で導管事業者が担う整理が合理的であり、一括事業者が担う整理へ見直す状況にはない。
 - 「一括契約・中圧引き込みモデル」については、中圧引き込みの集合住宅が極めて限定的な事例であって事業者ニーズが想定しづらい。また、低圧引き込み物件への中圧引き込み・整圧器設置はコスト増要因であって、経済合理性がない。
- 事業者提案の目的である「需要家の利用メニューの多様化」と「ガス小売事業者による販売経費等の圧縮、安価な料金メニューの適用」の実現方法を更に検討したところ、**需要家代理モデルを活用することで、事業法上の需要家保護とスイッチング選択肢を確保した上で、ガス需要を束ねるといった事業者ニーズを実現可能であるとの議論がなされた。**

一括受ガスに関するこれまでの議論まとめ：③これまでの整理と今後の検討事項 2/2

- 以上の議論を踏まえ、「一括受ガスの容認その他消費者の利益を最大限実現するための措置」として、
（１）需要家代理モデルの適切な活用に向けた整理明確化、（２）一括受ガス状態にある案件の早急な是正等の検討を進めてはどうか。
- なお、一括受電における需要家保護の在り方に関する議論動向は注視し、ガスWGでも適時紹介したい。

第4回ガスWGの議論：事業者の意見要約（再掲）

- 今回、一括受ガスについては、ガスシステム改革の目的でもある「利用者メニューの多様化と事業機会拡大」の観点から、新しい制度を設けるかどうかという視点で検討が行われたものと認識している。

事業者が提案した「一括・各戸供給混合モデル」は、今回の整理資料では、ホワイトラベルに該当するという理由で認められないという結論になったと受け止めている。資料中では、単にホワイトラベルだからダメ、という表層的な議論に留まらず、一括受ガスによる競争促進や利用者メニューの多様化といったメリットと、需要家保護が法的に担保されないデメリットを十分に比較考量した上で、結論が示されていると理解したい。

次に、今回事務局からは、「ガスの小売営業に関する指針」にも紹介されている需要家代理モデルが事業者のニーズを反映し、また需要家保護の観点からも代用し得るモデルであって、活用の可能性が考えられるのではないかと示唆されている。需要を束ね、ガスを共同で購入するという点は、需要家代理モデルの活用により一定程度実現可能と考える。

他方、需要家代理モデルにおける代理事業者はあくまで需要家の代理人であって、需要家代理モデルにおいてはガス小売事業者と最終消費者の間で小売供給契約が締結されるため、需要家へのガスの受け渡しにおいて、代理事業者が主体的に介入することが難しく、事業者から提案した一括・各戸供給混合モデルにおける一括事業者ほど、事業者が創意工夫できる余地は大きくはないのではないかと考えている。具体的には、需要家代理モデルでは、代理事業者はガスの提供主体でもなく、また契約主体でもないため、他のサービスや商品とガスをセットで取り扱う際に、代理事業者の創意工夫を料金メニュー等に100%反映できるわけではなく、その結果、需要をまとめる求心力が弱くなるのではないかと考えられる。

こうした観点も踏まえ、需要家代理モデルが事業者にとっても、より使いやすいものとなるように今後検討を深めていただければ、競争促進や利用者メニューの多様化というガスシステム改革の目的をより達成しやすくなるのではないかと考える。

なお、一括・各戸供給混合モデルでは需要家保護の法的担保が困難であるという点については、ガスの小売営業に関する指針等で一括事業者に対して説明義務等を定めることで担保できる可能性に言及したものの、今回の整理は、法的担保があり、需要家保護を確実にするという意味では、より望ましいものであると理解をしている。

最後に、需要家代理モデルの検討を深めるとともに、既存の一括受ガス状態の案件の是正の取組についても、導管事業者に協力を求めるなどして、加速することが望ましいと考える。【事業者】

需要家代理モデルの適切な活用に向けた整理明確化 1/2

- 一括受ガスの議論で示された事業者ニーズである「ガス小売事業者による販売経費等の圧縮・安価な料金メニューの適用」「需要家の使用メニューの多様化」を、需要家保護やスイッチング選択肢を担保しつつ実現する手段として、需要家代理モデルは有望である。需要家代理モデルの適切な活用を促すため、活用にあたっての留意点を整理したい。
- まず、**需要家代理モデルの活用を検討する者には、「ガスの小売営業に関する指針」上の望ましい行為の実施が期待される。**需要家の代理事業者が需要家に適切な情報提供をしないことによって需要家の利益が害されることを防ぐため、需要家代理モデルにおける代理事業者には、ガス事業法上ガス小売事業者に求められるものと同等の説明・書面交付を需要家に対して適切に行うことが望まれている。
- 上記の説明・書面交付にあたっては、**需要家の代理事業者が、需要家との代理契約において設定する手数料等の条件についても、併せて需要家へ説明・書面交付することが望まれることとしてはどうか。**

ガスの小売営業に関する指針（2017年1月制定） p.8-9より抜粋

1 需要家への適切な情報提供の観点から問題となる行為及び望ましい行為

（2）契約に先立って行う説明や契約締結前・締結後書面の交付

イ 望ましい行為等

ii）需要家代理モデルにおける説明等

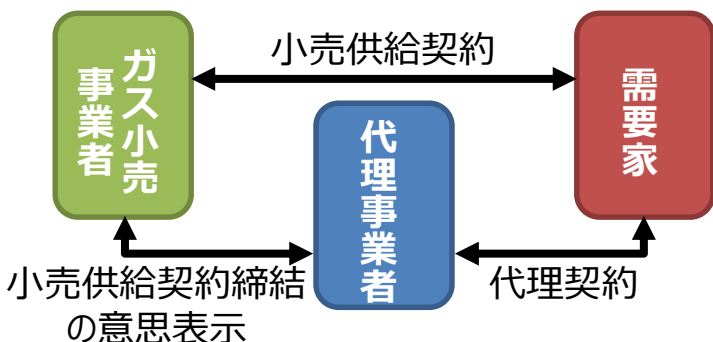
需要家に代わって、ガス小売事業者との料金交渉や料金請求等をまとめて行うことや、代理サービスを他のサービスとセットで提供すること等により、需要家にメリットをもたらす需要家代理モデルが新たに想定される。**需要家代理モデルにおける代理事業者はあくまで需要家の代理であって、小売供給契約の主体はガス小売事業者と当該需要家**であることから、**このような営業・契約形態は、ガス事業法上の規制の対象外**である。

需要家代理モデルの場合、需要家との小売供給契約の内容や解除手続及び苦情・問合せへの対応の適正性については、ガス小売事業者がガス事業法上の責任を負っているが、**ガス事業法の規制の対象外であるからといって、需要家の代理事業者が需要家に適切な情報提供をしないことによって、需要家の利益が害されることがあってはならない。**そこで、**需要家代理モデルにおける代理事業者は、本指針に定められたガス小売事業者に求められるものと同等の説明・書面交付を需要家に対して適切に行うことが望ましい。**これにより、需要家に対して料金その他の供給条件に係る十分な説明が行われなかったことに起因するトラブルの発生を未然に防止するとともに、需要家が料金その他の供給条件を十分に理解した上で小売供給を受けることができる環境が整備されることが期待される。

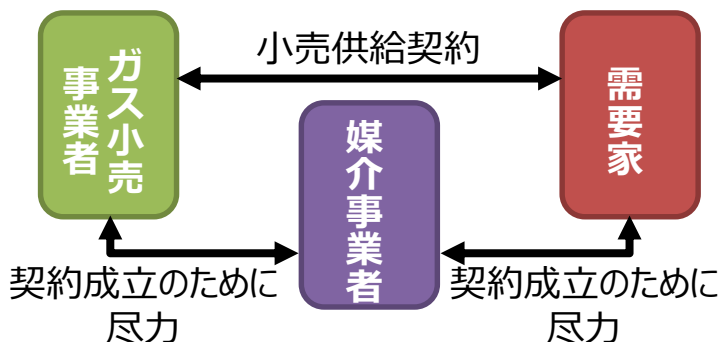
需要家代理モデルの適切な活用に向けた整理明確化 2/2

- また、需要家代理モデルにおける代理事業者が、需要家とガス小売事業者の小売供給契約の成立に尽力する媒介を実質的に行う場合も想定される。**需要家の代理事業者が媒介事業者に当たる場合には、ガス事業法上、需要家への説明義務・書面交付義務を負う**ことに留意して事業を営む必要がある（ガス事業法第14・15条）。この際、需要家の代理人は自らを需要家とみなして需要家への説明・書面交付を省略するのではなく、同等の措置を需要家に対して適切に行うことが望まれる。

需要家代理モデル



媒介モデル



「媒介」とは、他人（ガス小売事業者及び小売供給を受けようとする者）の間に立って、当該他人を当事者とする法律行為（小売供給契約）の成立に尽力する事実行為をいう。

ガス事業法（昭和29年法律第51号）

（供給条件の説明等）

第十四条 ガス小売事業者及びガス小売事業者が行う小売供給に関する契約（以下「**小売供給契約**」という。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「**ガス小売事業者等**」という。）は、小売供給を受けようとする者（ガス事業者である者を除く。以下この条において同じ。）と小売供給契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、**当該小売供給に係る料金その他の供給条件について、その者に説明しなければならない。**

2 **ガス小売事業者等は、前項の規定による説明をするときは、経済産業省令で定める場合を除き、小売供給を受けようとする者に対し、当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。**

3 （略）

（書面の交付）

第十五条 **ガス小売事業者等は、小売供給を受けようとする者と小売供給契約を締結したとき（小売供給契約の締結の媒介を業として行う者にあつては、当該媒介により小売供給契約が成立したとき）は、経済産業省令で定める場合を除き、遅滞なく、その者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。**

一 ガス小売事業者等の氏名又は名称及び住所

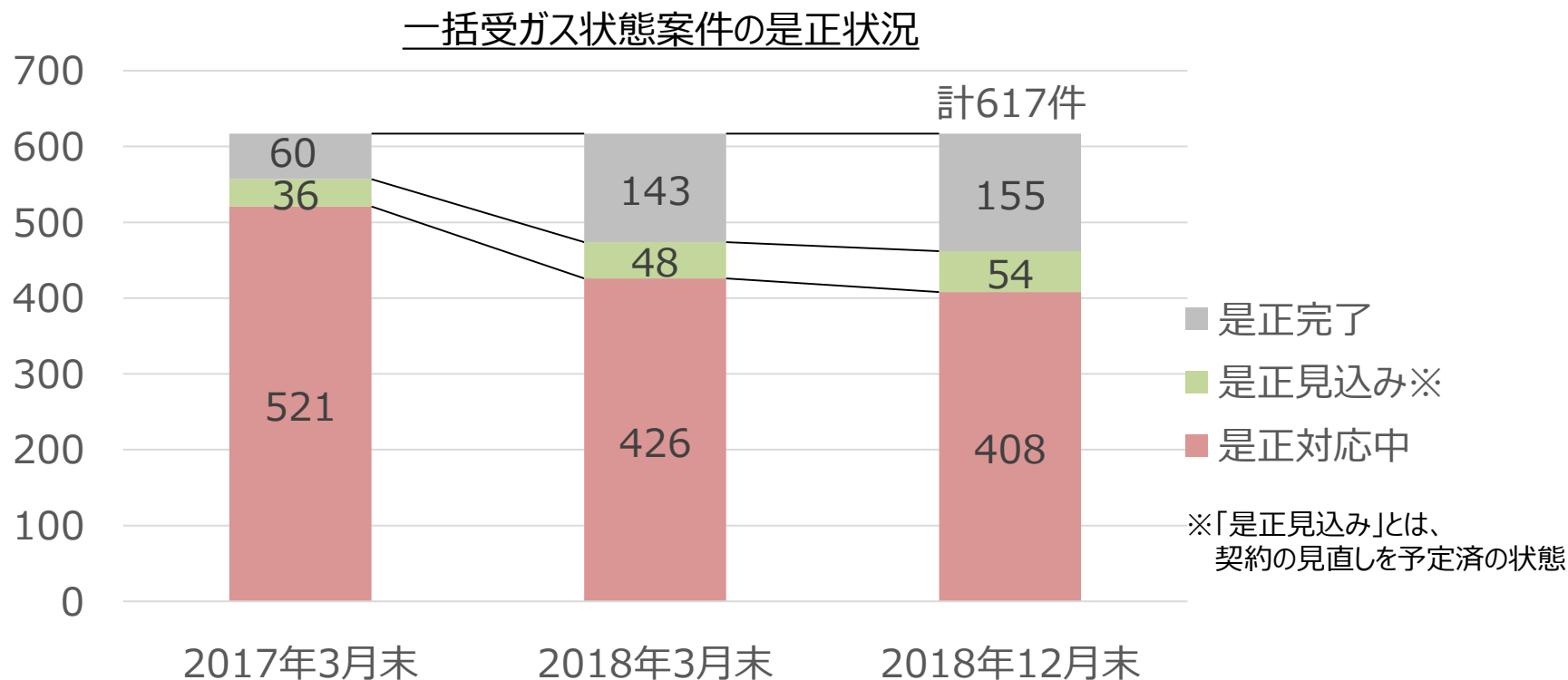
二 契約年月日

三 当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項

2 （略）

一括受ガス状態にある案件の早急な是正等 1/2

- 一括受ガス状態の案件については、2016年11月に経済産業省から事務連絡を発出し、**旧一般ガス事業者に対し、供給契約の是正を要請してきた**。旧一般ガス事業者が是正に取り組んではいるものの、**2018年12月末時点で、約400件の是正対応が必要な状況**となっている。
- 一括受ガスを容認しない整理をとる場合、**既存一括受ガス状態案件の早急な是正は、需要家保護の担保やスイッチング選択肢の確保、需要家間の託送料金負担の公平性担保や、ガス小売事業者間の円滑な競争確保等の観点から重要**である。



一括受ガス状態にある案件の早急な是正等 2/2

- 一括受ガス状態の是正には、①ガスメーターの設置といった設備構成の是正、②託送供給契約上の需要場所の是正、③小売供給契約上の需要場所及び需要家側の契約者の是正が必要である。
- 一括受ガス状態の是正を加速するため、各関係者へ、下記の是正を要請することとしてはどうか。
 - 不適切な託送供給契約の当事者であり、ガスメーターの設置等の内管工事を実施する主体でもある一般ガス導管事業者に対しては①及び②の是正
 - 不適切な託送供給契約と小売供給契約の実質的な当事者であるガス小売事業者に対しては②及び③の是正
 - 不適切な小売供給契約の当事者である需要家側の契約者に対しては③の是正
- この際、各関係者には、一括受ガス状態にある案件の是正、又は是正見込みの確保を、2020年度中に完了するよう要請することとしてはどうか。
- なお、是正作業に当たっては、物件の設備更新のタイミング等から是正完了までに一定の時間を要する場合がありますことも踏まえ、スイッチングの際に、ガス小売事業者が一般ガス導管事業者経由で是正状況を引き継ぐこととしてはどうか。
- また、一般ガス導管事業者が、スイッチング後のガス小売事業者にのみ一括受ガス状態の早急な是正を要請するような事態は不適切であり、スイッチングの有無に関わらず早急な是正に努めることが妥当である旨を、一般ガス導管事業者へ伝えることとしてはどうか。